

銀聯決済サービス規約

第1条 (規約の適用)

本規約は、SB ペイメントサービス株式会社 (以下「SBPS」といいます) が、「SBPS 決済サービス加盟店規約 (インバウンド用)」 (以下「加盟店規約」といいます) に基づき提供する本サービスのうち、銀聯 (第2条 (用語の定義) で定義) を決済手段とするサービス (以下「銀聯決済サービス」といいます) の利用を認められた加盟店に対し、適用されるものとします。

- 2 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、加盟店規約で使用する用語と同一の意味とします。
- 3 本規約は、加盟店規約の一部を構成するものであるため、本規約に記載のない事項は加盟店規約の各条項が適用されるものとします。
- 4 SBPS は、加盟店規約の定めに従い、本規約の内容を変更することができるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) 銀聯	加盟店が、利用者の銀聯アカウントを指定し、QR コード (※) または決済会社が指定するバーコードを利用して決済代金を決済するサービス
(2) 利用者	銀聯アカウントを所有している商品等の購入者
(3) 銀聯アカウント	利用者が銀聯を利用するために決済会社から付与されるアカウント
(4) 決済会社	中国銀聯股份有限公司または銀聯国際有限公司 (以下総称して「銀聯等」といいます)
(5) 銀聯決済取引	利用者と加盟店との間で銀聯を利用して行う取引 (加盟店規約に定める「決済取引」と同義) とする)
(6) 加盟店端末	加盟店が銀聯を利用するために設置・管理する端末機

※ QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標をいいます。

第3条 (適用規約)

加盟店は、銀聯等が別途定める規約類がある場合、当該規約類に同意のうえ、銀聯決済サービスを利用するものとします。

- 2 前項の規約類と、本規約および加盟店規約との間に齟齬が生じる場合、本規約および加盟店規約が優先して適用されるものとします。

第4条 (銀聯決済取引に関する加盟店の義務)

加盟店は、利用者が商品等の購入に際し銀聯アカウントを提示して、銀聯を求めた場合には、本規約、加盟店規約および規約類 (以下「本規約等」といいます) に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、正当かつ適法に銀聯を取り扱う加盟店店舗において銀聯決済取引を行うものとします。なお、加盟店は、本規約等に定める場合または当該銀聯を行ったならば本規約等所定の条件に違反することとなる場合を除き、正当な理由なく利用者との銀聯決済取引を拒否したり、決済代金の全額または一部 (税金、送料等を含むものとします。) について直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代って支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求したり、商品等の決済代金について手数料等を上乗せする等のそれらの利用の場合と異なる代金を請求するなど、銀聯によらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならず、また、銀聯の円滑な使用を妨げる何らの制限を加えないものとします。

いものとしします。

- 2 加盟店は、明らかに模造と判断できる銀聯アカウントを提示された場合または明らかに不正使用と判断できる場合は銀聯決済取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を **SBPS** に連絡するものとしします。
- 3 加盟店は、本規約等に従い、銀聯を取り扱う加盟店の店舗の内外の見易いところに、**SBPS** の指定する標識を **SBPS** の指定する方法により掲示するものとしします。
- 4 加盟店は、銀聯に関するシステムの円滑な運営および銀聯決済取引の普及向上に協力するものとし、**SBPS** および決済会社より銀聯の利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとしします。また、加盟店は、銀聯を取り扱う店舗に関する情報を **SBPS** または決済会社が銀聯の普及促進活動に利用することにあらかじめ異議を述べることなく同意するものとしします。
- 5 加盟店は、銀聯に関する情報、第 3 項に定める標識等を本規約等に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これらを加盟店以外の第三者に使用させてはならないものとしします。
- 6 加盟店は、本規約等に定める義務等を加盟店の役職員または加盟店の業務を行う者に遵守させるものとしします。
- 7 **SBPS** および決済会社は、加盟店の役職員または加盟店の業務を行う者による銀聯決済取引に関連する行為および加盟店の役職員または加盟店の業務を行う者が果たすべき義務を、全て加盟店の行為および義務とみなすことができるものとしします。
- 8 加盟店は、銀聯決済取引に係る売上票を、当該取引の日から 7 年間保管しなければならないものとしします。
- 9 加盟店は、マネー・ロンダリング規制に係る全ての法令を遵守するものとし、疑わしい取引を防ぐための予防措置を講じ、また、疑わしい取引を監視するものとしします。
- 10 加盟店は、提示された銀聯アカウントについて不審があると判断する場合、同一利用者が異なる銀聯アカウントを提示した場合、**SBPS** があらかじめ通知した偽造・変造に該当すると思われる場合、マネー・ロンダリングの疑いがある場合または当該取引について日常の取引から判断して異常に大量若しくは高価な購入の申込がある場合には、銀聯決済取引を行うに先立ち **SBPS** と協議し、**SBPS** の指示に従うものとしします。
- 11 加盟店は、明らかに偽造・変造と認められる銀聯の提示を受けた場合、直ちに **SBPS** に連絡するものとしします。

第5条（銀聯決済取引の方法）

加盟店は、利用者が商品等の購入に際し銀聯による決済を求めた場合、加盟店端末または利用者の端末を利用して銀聯の有効性を確認し、決済会社による銀聯の承認を得るものとしします。その際、銀聯アカウントの真偽を確認して、銀聯決済取引を行うものとしします。なお、何らかの理由（故障、通信障害等）で端末機等の使用ができない場合は、銀聯決済取引を行うことができないものとしします。

- 2 加盟店は、銀聯による決済を行うにあたっては、加盟店端末より決済代金の入力、データの送信を行うものとしします。このとき加盟店は、利用者に対し、決済代金の確認を求め、その承認を得るものとし、加盟店端末が利用者の暗証番号の入力を求めたときは暗証番号を利用者に入力させるものとしします。この場合加盟店は、暗証番号は必ず利用者本人に入力させるものとし、暗証番号入力は、後方から覗き見されないように利用者に注意を促すものとしします。
- 3 銀聯による支払いは、商品等の決済代金（いずれも税金、送料等を含むものとしします）についてのみ行えるものとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行えないものとしします。
- 4 加盟店は、銀聯により支払いがなされる金額を不正に増減しないものとしします。銀聯により支払われた金額に誤りがある場合には、本規約等に基づき銀聯決済取引の取消処理を行った上で、本条の手続により、新たに銀聯決済取引を行うものとしします。
- 5 加盟店は、銀聯決済取引を行った場合、銀聯決済取引に関する売上票を作成するものとしします。また、

加盟店は、売上票を加盟店の責任において保管・管理し、他に譲渡しないものとします。

- 6 前4項の規定にかかわらず、加盟店は、SBPSが必要又は適当と認めて、銀聯決済取引の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、変更後の内容による銀聯決済取引を行うことができない合理的な事由がある場合を除き、変更後の方法により銀聯決済取引を行うものとします。

第6条（銀聯決済取引の成立、売上債権の確定）

銀聯決済取引は、加盟店端末を利用して銀聯の有効性を確認し、決済会社により銀聯による決済が承認（以下「決済会社承認」といいます）された時点で成立するものとし、加盟店は、利用者に対し、当該時点後直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。ただし、銀聯決済取引が成立した当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合は、加盟店は、利用者へ書面等をもって引き渡し時期などを通知するものとします。

- 2 売上債権は、決済会社承認の連絡を受けた時点で確定するものとします。

第7条（売上債権の譲渡）

加盟店は、銀聯決済取引の成立と同時に、売上債権をSBPSまたは決済会社に譲渡することをあらかじめ異議を述べることなく承諾します。

加盟店は、売上債権及び売上債権をSBPSまたは決済会社に譲渡することにより発生する金銭債権をSBPSおよび決済会社以外の第三者に譲渡せずまたは立替えて支払わせないものとします。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、あらかじめSBPSの書面による承諾がなければ、本契約に基づいて生じる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

第9条（損害賠償）

加盟店は、故意または過失により、SBPS等に損害を与えたときは、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。

以上

2018年9月1日 制定

2019年1月1日 改定

2020年7月1日 改定

2021年4月1日 改定